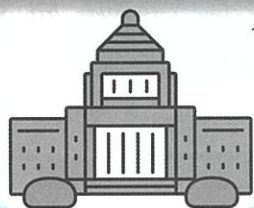


令和8年度(2026年度)から

「子ども・子育て支援金」 が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を
社会全体で支える仕組みです。
令和8年(2026年)4月分から、健康保険料・介護保険料に
上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。

国



支援金率は
0.3%~
0.4%程度の
予定です

支援金を
納める

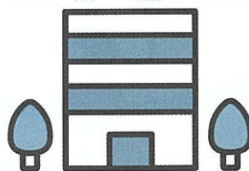
みなさんから集めた支援金は、
健保組合で使うことはなく、
国による少子化対策や子育て支援に
のみ使われます。

支援金の使いみち

- ・児童手当拡充
- ・育児休業給付の引き上げ
- ・育児時短就業給付の創設

国に代わって加入者の
みなさまから支援金を
集め、国に納めます

健康保険組合



事業主(会社)・被保険者



健康保険の保険料と
あわせて支援金を納める

一般保険料
+
介護保険料
(40歳以上の方)
+

子ども・子育て支援金

令和8年度
(2026年度)4月分保険料
から徴収します

子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの? /

▶子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。

▶支援金の負担額は、

月給(標準報酬月額)
および
賞与(標準賞与額) × 国が示す支援金率

で決まります。

▶支援金率は令和10年度(2028年度)にかけて段階的に
上がる見込みです。

●令和8年度(2026年度) 0.3%程度

●令和10年度(2028年度) 0.4%程度

： 令和10年度の負担が
： 上限となります

【被保険者一人あたりの負担額(令和8年度)】

例

月給(標準報酬月額)30万円、
支援金率0.3%と仮定した場合の月額

$30\text{万円} \times 0.3\% = 900\text{円/月}$

事業主と被保険者で折半



事業主
450円



被保険者
450円

負担額等の詳細は、現在国で検討が進められているところです。今後のお知らせをお待ちください。